

畑作物共済(茶)のご加入にあたって

〈重要事項説明書〉

この説明書は、畑作物共済(茶)への加入にあたり、加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともにこの説明書で不明な点がございましたら、山口県農業共済組合(以下、「組合」といいます。)にお問い合わせください。

ご加入についての事項

・加入申込みと共済関係の成立

畑作物共済は、茶の栽培面積が5アール以上の方が加入できます。

加入については年産ごとに、栽培する茶の全てを加入していただく必要があります。

加入方式は、災害収入共済方式となりますが、一定の加入要件があります。

加入される方は、別途定めています畑作物共済加入申込書(以下、「加入申込書」といいます。)に必要事項を記入・捺印して加入申込期間に組合に申込み、組合がその申込みを受諾した時に共済関係が成立します。

なお、加入申込書には、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なる時には、共済関係の解除や共済金のお支払いができなくなる場合がありますので、特にご留意願います。

加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いた時には、速やかに組合までご連絡ください。

また、次の事項に当てはまる場合は、その耕地を「引受不適格耕地」として、加入対象から除外させていただきます。

- (1) 共済事故の発生することが相当の確実さを持って見通されること。
- (2) 基準収穫量の適正な決定が困難であること。
- (3) 基準生産金額の適正な決定が困難であること。
- (4) 損害額の適正・円滑な認定が困難であること。
- (5) 通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

・基準収穫量

- (1) 組合員の過去5年間の出荷実績をもとに算定しますが、おおむね平均の収穫量を意味します。ただし、価格が加味されます。
- (2) 基準収穫量は、共済事故において共済金の支払額を算定する際の基準となるものです。

・基準生産金額

- (1) 組合員の過去5年間の出荷実績をもとに算定しますが、おおむね平均の収入金額を意味します。
- (2) 基準生産金額は、加入時において共済金額を算定する際の基準となり、共済事故において共済金の支払額を算定する際の基準となるものです。

・共済金額

共済責任期間に補償される最高限度額です。この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われます。

共済金額の算定は、組合員ごとに次により行います。

共済金額=基準生産金額×付保割合

*付保割合は80%~30%の範囲で選択します。

・共済責任の開始及び共済責任期間

共済金の支払対象となる事故が発生し、一定の損害があったとき、組合が加入者に共済金を支払う責任が発生し得る期間をいいます。冬芽の伸長停止期から一番茶を収穫するに至るまでの期間です。(ただし、その地域の通常の時期が原則です。)

共済事故についての事項

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故(以下「共済事故」といいます。)は、次のとおりとなっています。

凍霜害、寒害、ひょう害、雪害、風水害、干害、冷害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害

支払責任のない損害

共済責任期間中に発生した共済事故であっても、次のような場合には共済金の全部又は一部につき、お支払いできないことがありますのでご留意願います。

- ①戦争その他の変乱によって生じた損害
- ②組合員又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
- ③組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害(その親族が、加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く)
- ④組合員が、申込みに係る茶に関する事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によって通知せず、又は不実の通知をされたとき。
- ⑤組合員が、植物防疫法の規定に違反した場合

共済金の支払いについての事項

・共済金

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

$$\text{共済金} = \text{共済減収金額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{補償限度額}}$$

*減収共済金額は、補償限度額（基準生産金額の8割）から組合員のその年の生葉代金を差し引いた金額をいいます。

・ 損害評価

損害評価は、組合員からの損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める畑作物共済損害認定準則及び畑作物共済損害評価要綱等に基づいて耕地ごと組合員ごとに現地調査を行います。

また、出荷終了後に組合員ごとに出荷数量等調査を行います。

共済金が支払えない場合についての事項

次のような場合には、共済金の一部または全額をお支払いできないことがあります。

- ① 組合員が通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害
- ② 組合員が損害発生の通知を怠り、または故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき
- ③ 組合員が損害防止の指示に従わなかったとき

加入者の義務についての事項

・ 損害発生通知

加入者は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合へ通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、共済金の算出ができなくなりお支払いできなくなることがあります。

・ 損害防止の義務

組合員は、共済目的（茶）について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有し、通常すべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、減収量や減収金額から差し引くことがあります。

また、損害防止の必要な措置について、組合からお願いすることがありますのでご留意願います。

個人情報の取扱いについての事項

- (1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合・農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (2) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金支払責任の一部を国と保険関係を締結し危険の分散を図るなど共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。